

事 業 主 各位

出版健康保険組合
(公 印 省 略)

令和 3 年度算定基礎届提出方法の確認及び算定基礎届用紙の送付について

平素は、当組合の事業運営に格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法では、毎年 7 月 1 日に事業所に使用されている被保険者の方々について、保険料算出の基礎となる標準報酬月額の設定(定時決定)を行うこととなっています。

定時決定にあたり、算定基礎届を提出いただきますが、今年度もご希望により、あらかじめ被保険者情報等を印字した算定基礎届を作成することといたしましたので、別紙「令和 3 年度算定基礎届提出方法の確認及び算定基礎届用紙依頼書」に必要事項をご記入のうえ、5 月 20 日(木)までに F A X またはメールにてご回答いただきますようお願いいたします。

また、令和 2 年 11 月から健康保険の手続きにおいて電子申請による届出が始まりました。算定基礎届の提出においても電子申請が可能となっていますので、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、資本金等が 1 億円を超える法人等の特定法人については、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届の電子申請が義務化となっています。ただし、電子申請の環境が整備されるまでの間は、引き続き電子媒体や紙媒体による届出が可能です。環境が整った際には、すみやかに電子申請への切り替えをお願いいたします。

※5 月 20 日(木)までにご連絡いただけない場合は、被保険者情報を印字した用紙の用意ができませんので予めご了承ください。

お問い合わせ 業 務 部 適用課 T E L : 03-3292-5005
F A X : 03-3292-3186
大阪支部 業務課 T E L : 06-6944-4300
F A X : 06-6944-4309